

回答書

(堺市金岡公園飛込みプール等実証実験)

No	質問内容	回答
1	当該実験事業についてグループとして申請を行う際はグループ構成書や協定書・委任状といった資料が必要なのでしょうか。必要な場合は様式等についてお示し願います。	・複数の法人等が構成するグループ(共同企業体)での応募については、募集要項「6 書類の提出、提出期限等」に記載するもの以外の書類の提出を求めます。 ・グループ応募で考えている事業者がいましたら、お手数ですが、書類を提出するまでに担当窓口までご連絡ください。
2	実施場所について堺市金岡公園飛込みプール及びその周辺空地とありますが別図(金岡公園 全体区域図)【実証実験の実施範囲】内を指しているのでしょうか。「周辺空地」の範囲をご教示ください。	仕様書の別図のとおり、実証実験の実施範囲内を指しています。ただし、「健康」や「運動」をテーマとした附帯事業は金岡公園飛込みプール(実証実験の実施範囲)を核にスポーツ部指定管理区域及びプールの指定管理区域を除いた区域を対象とします。
3	当該実験事業についてグループとして選定され、当該グループ内で業務分担を明確に分ける届を貴市に提出していた場合でもその範疇外で事故等がおきた場合はグループの全ての業者が営業停止等ペナルティの対象となるのでしょうか。 (例) A社(設備維持管理) B社(運営) C社(飲食) 食中毒が発生した場合はC社のみがペナルティを受けるのかABC社全てがペナルティを受けるのか。	事故等を起こした事業者と選定されたグループが営業停止等ペナルティの対象となる可能性があります。 例の場合、C社とABCグループ(選定されたグループ)が対象となる可能性があります。 ※A社、B社は当該事故等に一切関わりがない場合、対象になりません。

※ 質問内容は、ご提出いただいた原文のまま記載しております。